

(様式2)

公共施設等の使用料の見直しの考え方（案）の概要

1 趣旨について

現在の京丹後市の公共施設等の使用料等は、その多くが合併前（旧町）の状況であり、類似の施設や町域間で不均衡となっていることから、京丹後市として統一した考え方で整理するため、見直しの検討を進めています。

2 見直すべき課題と見直しの考え方（案）の概要について

【課題】

- ① 利用時間が各施設で異なっている。
 - ・利用する時間区分の設定が不均衡（半日・1日、午前・午後・夜間、空白時間の有無等）
 - ・大会やイベントを開催するにも、条例上早朝から貸し付けることができない。（使用できない）
- ② 使用料設定が各施設で異なっている。
 - ・同じような施設でも使用料の額が不均衡
- ③ 消費税の課税対象だが、その取り扱いが不明確
 - ・これまでの消費税率の引き上げに伴って使用料を改正していないため、使用料は実質値下げの状態
- ④ 減額又は免除の取り扱いが異なっている。
 - ・同じ団体が同じ利用目的で利用する場合でも、申込施設によって対応が異なる。
(旧町での取り扱い等を慣例的に踏襲)

見直し

【見直し】

- ① 施設の利用時間区分の統一
 - ・利用者の利便性を考慮し、利用時間の見直しも含め、市として統一した考え方で整理
- ② 平均化・統一した使用料設定
 - ・類似施設の現使用料を基準として、貸館施設は部屋の面積に応じて分類し、それらを平均化して使用料を設定
- ③ 外税方式での消費税
 - ・上記見直し②で平均化した使用料（税抜き）に外税方式で消費税分を加算
- ④ 減免基準の統一
 - ・利用者負担の公平性を確保する上でも、統一した考え方で整理
(必要最小限とすべきことを考慮)

3 今後の予定について

提出された意見を踏まえ、使用料の見直しの考え方（案）の内容を検討し再整理した後、議会に改正条例案を提案します。